

京都市教育委員会教育長訓令甲第1号

事務局

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園要休養職員取扱規程を次のように定める。

平成25年11月15日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

京都市立学校幼稚園要休養職員取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、傷病により休養を要する京都市立学校（幼稚園を含む。）の職員（以下「教職員」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問対象)

第2条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、京都市立学校幼稚園要休養職員審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問する。ただし、緊急を要するときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

(1) 結核性疾患以外の傷病による休務（病気休暇又は病気休務のことをいう。以下同じ。）

の期間が、次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数に達する場合

ア 給食調理員、管理用務員、養護職員及び事務員 75日（勤務を要しない日を除く。）

イ ア以外の教職員 60日

(2) 休務又は休職（京都市職員の分限に関する条例第2条第2号の規定に該当する場合における休職に限る。以下同じ。）の期間が満了する場合

(3) 前号に掲げるもののほか、休職が相当と認められる場合

(4) 休務（第1号に規定する日数に満たない休務を除く。）の期間中に復帰を願い出た場合

(5) 休職の期間中に復職を願い出た場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に諮問する必要があると認められる場合

2 前項第1号アに掲げる日数の計算については、休務の期間が2以上ある場合において、これらの休務の期間の間に18日（勤務を要しない日を除く。）以上の期間がないとき

は、これらの休務の期間を通算する。

(必要書類の提出)

第3条 審査委員会の諮問の対象となる教職員は、病名、病状、職務の遂行に当たっての支障の有無及び程度その他具体的な所見を記載した診断書等を提出しなければならない。

(休務又は休職者の義務)

第4条 休務又は休職している教職員は、療養に専念し、かつ、休養に関する教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)